

国立大学法人東京外国語大学大学院 学則（案）

〔平成 4年 4月30日〕
制 定

改正	平成 6年 4月 1日	平成 6年10月12日
	平成 7年 4月 6日	平成 8年 4月19日
	平成 9年 5月28日	平成11年 4月28日
	平成12年 4月 1日	平成13年 4月 1日
	平成13年10月24日	平成14年 1月30日
	平成14年 4月 1日	平成14年 9月25日
	平成15年 3月28日規則第15号	平成15年 4月30日規則第27号
	平成15年10月29日規則第47号	平成16年 3月24日規則第29号
	平成16年10月 1日規則第195号	平成17年 4月 1日規則第14号
	平成18年 2月21日規則第2号	平成19年 3月27日規則第36号
	平成19年 6月27日規則第52号	平成20年 3月 3日規則第15号
	平成21年 3月31日規則第10号	平成22年 3月23日規則第23号
	平成23年 3月29日規則第 8号	平成24年 3月27日規則第20号
	平成25年 2月26日規則第60号	平成27年 3月27日規則第76号
	平成28年 3月25日規則第10号	平成28年11月 8日規則第87号
	平成29年12月19日規則第57号	平成 年 月 日規則 号

東京外国語大学大学院規則（昭和41年5月11日制定）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和52年4月1日制定。以下「学則」という。）第3条第2項の規定に基づき、東京外国語大学大学院（以下「大学院」という。）について必要な事項を定める。

（目的）

第2条 大学院は、世界の言語・文化、地域社会及び国際関係につき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。

第2章 組織

（組織）

第3条 大学院に、教育組織として総合国際学研究所（以下「研究所」という。）を、教員組織として総合国際学研究院及び国際日本学研究院（以下「研究院」という。）を置く。

2 研究所及び研究院の組織については、別に定める。

（目的）

第3条の2 研究所は、地球社会と世界諸地域の言語・文化・社会を対象とする専門研究及び領域横断的・総合的な研究を深めるとともに、その知見をもって、多言語を運用し国際社会に寄与する実践的知識と技法を修得し、世界に活躍することのできる創造的かつ先端的な人材を育成することを目的とする。

（課程）

第4条 研究所の課程は、博士課程とし、これを前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分する。

2 前項の博士前期課程は、修士課程として取り扱う。

(博士前期課程)

第5条 博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要的能力を養うことを目的とする。

(博士後期課程)

第6条 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(専攻及び収容定員)

第7条 研究科に以下のとおり専攻を置き、目的を定める。

(1) 博士前期課程

ア 世界言語社会専攻

世界諸地域の言語・文化・社会を複合的・総合的に捉える視点から教育・研究を行うことにより、専門的知識と高度な研究能力とともに、地球社会化時代にふさわしい双方向のコミュニケーション力、コーディネーション能力、コンフリクト耐性を備えた多言語グローバル人材を養成し、社会に送り出す。

イ 国際日本専攻

世界の諸言語の中の日本語、世界の中での日本文化と日本社会を、比較の視座をもって研究し、日本についての客観的な視座をもつ人材を養成する。また、それにより、優れた日本研究者、日本や世界で活躍する日本語教育者、日本社会を真に理解し、母語または外国語として高度な日本語を操る高度職業人を社会に送り出す。

(2) 博士後期課程

ア 世界言語社会専攻

世界諸地域の言語の高度な運用能力を持ち、その文化・社会に対する的確な知識・知見を身につけ、現代社会における諸課題を複合的・総合的に捉えることのできる人材を育成する。

イ 国際日本専攻

日本に関する分野の専門知識を備えると同時に、広く日本を俯瞰し、世界の中での日本を論じることのできる能力を身につけた人材を育成する。特に、留学生の場合は、研究遂行に必要な高度な日本語力と、日本社会への理解を備えた人材を育成する。

ウ 共同サステイナビリティ研究専攻

人文社会科学・理工学・農学間の協働の視点を身に付け、現代社会における諸課題を複合的・総合的に捉えることのできる実践型グローバル人材を育成する。

2 専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	博士前期課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
総合国際学	世界言語社会	102人	204人	世界言語社会	27人	81人
	国際日本	46人	86人	国際社会	10人	30人

				共同サステイナビリティ研究専攻	3人	9人
合計		148人	290人	合計	40人	120人

(履修コース)

第7条の2 博士前期課程の専攻に応じ、次表に掲げる履修コースを設定する。

専攻	履修コース
世界言語社会専攻	言語文化コース、国際社会コース及び Peace and Conflict Studies コース
国際日本専攻	国際日本コース及び日本語教育リカレントコース

2 前項各コースに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第8条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 前項の学生の履修上の区分は、第7条の2に規定する国際日本専攻日本語教育リカレントコース（以下「日本語教育リカレントコース」という。）とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第8条の2 前条第2項の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、第9条3項に定める在学期間を超えることができない。

3 その他長期履修学生に関する事項は、別に定める。

(在学年限)

第9条 博士前期課程の学生は、当該課程に4年を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、日本語教育リカレントコースの学生は、当該課程に2年を超えて在学することはできない。

3 博士後期課程の学生は、当該課程に6年を超えて在学することができない。

第4章 学年、学期及び休業日

(学年)

第10条 春学期入学生の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。秋学期入学生の学年は、10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

(学期)

第11条 学年を春学期、夏学期、秋学期及び冬学期に分ける。

2 前項の各学期の期間は、別に定める。

(休業日)

第12条 授業の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏期休業日

(4) 冬期休業日

(5) 春期休業日

2 学長は、必要があるときは、前項の休業日に授業を行い、又は臨時の休業日を定めることができる。

3 第1項第3号から第5号の期間は、別に定める。

(建学記念日及び創立記念日)

第13条 東京外国語大学（以下「本学」という。）の建学記念日は、11月4日とし、創立記念日は、4月22日とする。

第5章 入学の時期、入学資格、休学等

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、春学期又は秋学期の始めとする。

(博士前期課程の入学資格)

第15条 博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 大学に3年以上在学し、外国において学校教育における15年の課程を修了し、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国

の学校教育における15年の課程を修了し又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされる者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者であって、本学の定める単位を優秀な成績で修得したと本学が認めるもの

(9) 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（博士後期課程の入学資格）

第16条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規程する1972年12月1日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（以下「国際連合大学」という。）の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

（入学の出願）

第17条 入学志願者は、入学願書に所定の検定料及び必要書類を添えて学長に願い出なければならない。

（入学者の選考）

第18条 入学者の選考は、学力試験及び出身大学長の提出する成績証明書の成績等を総合して行うものとする。

2 学力試験の方法、時期等については、別に定める。

（入学手続及び入学許可）

第19条 前条の選考の結果に基づき入学の許可を受けようとする者は、入学料徴収免除又は猶予申請を受理された者を除き、所定の期日までに入学料を納付し、必要な書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（休学及び復学）

第20条 病気その他特別の理由により、引き続き2ヶ月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、病気等のため、修学することが適当でないと認められる者については、休学を命ずることができる。

- 3 休学の期間は、通算して博士前期課程にあつては2年、博士後期課程にあつては3年を超えることができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、日本語教育リカレントコースの学生は、通算して1年を超えることができない。
- 5 休学期間は、第8条の修業年限及び第9条の在学年限に算入しない。
- 6 学生は、休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第21条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学との協議に基づき、博士前期課程の学生が休学することなく、当該大学の大学院において必要な研究指導を受けること並びに専攻に関する授業科目を履修し、単位を修得することを許可することができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

- 2 前項の規定により、学生が修得した授業科目及び単位については、10単位を限度として、課程修了の要件となる単位として認めることができる。
- 3 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学の大学院又は研究所（以下「外国の大学院等」という。）との協議に基づき、博士後期課程の学生が休学することなく、当該外国の大学院等において、専攻に関する研究指導を受けることを許可することができる。
- 4 留学許可及び単位認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(休学等による共同研究指導に基づく学位授与)

第21条の2 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学院等との協議に基づき、博士後期課程の学生が休学又は在学中に、本学と当該外国の大学院等において、専攻に関する共同の研究指導を受け、学位を授与することを許可することができる。

- 2 共同の研究指導に基づく学位授与の許可の審査に関し必要な事項は、別に定める。

(転学及び転入学)

第22条 学生が他の大学（国際連合大学を含む。）の大学院に転学しようとするときは、学長の許可を受けなければならない。

- 2 他の大学（国際連合大学を含む。）の大学院学生が、大学院に転入学しようとするときは、選考の上、学長が許可することがある。
- 3 転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位の取扱い並びに在学すべき年数については、その一部又は全部を認めることがある。

(退学及び再入学)

第23条 病気その他の理由により退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

- 2 前項により退学した者が、再入学を申し出たときは、選考の上許可することがある。

(除籍)

第24条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 第9条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第20条第3項に定める休学期間を超え修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請した者のうち、免除若しくは徴収猶予が不許可

になった者若しくは半額免除が許可になった者で所定の期日までに入学料を納付しない者又は徴収猶予を許可された者で猶予された期日までに入学料を納付しない者

第6章 授業科目・単位及び履修方法等

(教育方法)

第25条 研究科の教育は、授業科目の授業、修士論文又は特定の課題についての研究の成果及び博士論文の作成等に関する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で実施することができる。

3 博士前期課程及び博士後期課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位)

第26条 博士前期課程及び博士後期課程の授業科目及び単位数は、別に定める。

(担当教員)

第27条 研究科の主要授業科目を担当する教員は、次の各号のいずれかに該当する者をもって充てる。

(1) 教授、准教授

(2) 大学院設置基準第13条第2項による連携大学院方式の客員教授又は客員准教授

(3) 大学院教授会が認める客員教授又は客員准教授

2 研究科の主要授業科目以外の授業科目を担当する教員は、教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

(履修方法)

第28条 学生は、在学期間中に研究科所定の授業科目を履修し、博士前期課程にあつては30単位以上を、博士後期課程にあつては12単位以上を、それぞれ修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程共同サステイナビリティ研究専攻に在学する学生は、16単位以上を修得しなければならない。

3 学生は、授業科目の履修指導及び研究指導のため、主任指導教員の指導を受けなければならない。

4 主任指導教員は、学生が属する専攻の授業を担当する教員のうち、前条第1項各号に該当する教員をもって充てる。

5 第1項及び第2項で定める修了に必要な単位の履修方法は、別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第29条 大学院は、教育上有益と認めるときは、博士前期課程の学生が大学院の定めるところにより他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、10単位を超えない範囲で大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて文部科学大臣が別

に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。

(入学前の既修単位の認定)

第29条の2 研究科長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第21条第2項及び第29条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

3 入学前の既修得単位の認定に関する必要な事項は、別に定める。

(他大学大学院等における研究指導)

第30条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、国内の他の大学との協議に基づき、大学院の学生が当該大学の大学院又は研究所等において、専攻に関する研究指導を受けることを許可することができる。ただし、博士前期課程の学生について許可する場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(単位の計算方法)

第30条の2 授業科目等の単位数は、1単位の授業科目が45時間の学修を必要とする内容をもって構成されることを標準として、次の基準により計算する。

(1) 講義については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。

(2) 演習及び実技については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。

(3) 実験及び実習については、毎週3時間15週の授業をもって1単位とする。

(授業科目の単位の認定等)

第31条 履修した授業科目の単位認定は、筆記又は口述試験若しくは研究報告により認定する。

2 病気その他やむを得ない事情のため正規の試験を受けることができなかつた者には、追試験を受けさせることができる。

3 各授業科目の試験又は研究報告の成績は、これをA、B、C及びDの4種とし、評語に対する成績及び合否は、次表に掲げるとおりとする。

評語	成績	合否
A	100点～80点	合格
B	79点～70点	
C	69点～60点	
D	59点以下	不合格

4 各履修授業科目の単位の認定は、学期末に行うものとする。

5 修士論文又は特定の課題についての研究の成果及び博士論文（以下「学位論文等」という。）の試験の成績の表示は、合格、不合格とする。

（学位論文等の審査及び最終試験）

第32条 学位論文等の提出、その審査及び最終試験については、本学学位規程の定めるところによる。

第7章 課程修了の要件及び学位等

（博士前期課程修了の要件）

第33条 博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該課程の専攻の目的に応じて修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者又は日本語教育リカレントコースの学生は、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

（博士後期課程修了の要件）

第34条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては優れた研究業績を上げたと認められる者は、博士前期課程2年修了者の場合にあっては博士後期課程に1年以上、博士前期課程を1年で修了した者の場合にあっては博士後期課程に2年以上、それぞれ在学すれば足りるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第16条第2号、第3号及び第4号の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士後期課程に入学した場合の博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別に定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者は、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

3 博士後期課程において3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で退学した者も、博士論文の審査及び最終試験を受けることができる。

（学位）

第35条 博士前期課程を修了した者には、専攻の履修に応じ、修士（学術）、修士（文学）、修士（言語学）及び（国際学）の学位を授与する。

2 博士後期課程を修了した者には、博士（学術）の学位を授与する。

3 前項に定める博士の学位は、博士後期課程を経ない者であっても、本学に博士の学位の授与を申請し、博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同程度の学力があると確認された者にも授与することができる。

4 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

（教員の免許状授与の所要資格）

第36条 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者、又は中学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許

法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 博士前期課程において、当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類及び免許教科に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 賞罰

（表彰）

第37条 学生として、表彰に値する行為があったときは、学長は、これを表彰する。

（懲戒）

第38条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者については、教育研究評議会の議を経て学長がこれを懲戒する。

- 2 前項の懲戒は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

（1）性行不良で、改善の見込みのない者

（2）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

- 4 停学の期間は、第9条の在学年限に算入し、第8条の標準修業年限に算入しない。ただし、停学期間が3月を超えないときは、教授会の議を経て第8条の標準修業年限に算入することができる。

第9章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、特別研究学生及び外国人留学生

（科目等履修生）

第39条 研究科において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第40条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、研究科において授業科目の履修を志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第41条 研究科において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別研究学生）

第42条 他の大学の大学院又は外国の大学の大学院の学生で、研究科において特定の研究課題について究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学又は外国の大学との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することができる。

- 2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第43条 日本の大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人で研究科に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 授業料、入学料、検定料及び寄宿料
(授業料、入学料、検定料及び寄宿料)

第44条 授業料、入学料、検定料及び寄宿料の額及び徴収方法は、国立大学法人東京外国語大学授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

2 国費外国人留学生の授業料、入学料及び検定料は、徴収しない。
(休学の場合の授業料)

第45条 休学を許可し、又は命じた場合、休学した月の翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。
(授業料、入学料、寄宿料の免除及び徴収猶予)

第46条 経済的な理由により納付が困難であり、かつ学業優秀と認める場合、又はその他止むを得ない事情があると認める場合は、願出により授業料、入学料及び寄宿料の全部又は一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収の猶予については、別に定める。
(検定料の免除)

第46条の2 風水害等の災害を受ける等止むを得ない事情があると認める場合は、願出により検定料の全額を免除することがある。

2 検定料の免除については、別に定める。
(既納の授業料等)

第47条 既納の授業料、入学料、検定料及び寄宿料は、還付しない。ただし、授業料については、入学を許可するときに納付した者が、入学する月の前月末日までに入学を辞退した場合及び前半期(4月1日から9月30日までをいう。)分授業料徴収の際、後半期(10月1日から翌年3月31日までをいう。)分授業料を併せて納付した者が、後半期分授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合、及び検定料については、第46条の2の規定により免除された場合は、この限りでない。
(科目等履修生、特別聴講学生等の授業料等)

第48条 科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の授業料、入学料及び検定料については、別に定める。

第11章 教員組織
(担当資格)

第49条 研究科で行われる授業及び研究指導は、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)に定める資格を有する教員が担当するものとする。

第12章 運営組織
(研究科長及び副研究科長)

第50条 研究科に研究科長及び副研究科長を置く。

第51条 削除
第13章 雑則
(学則の準用)

第52条 この規則に定めるもののほか、大学院に関し必要な事項は、学則を準用する。

附 則

- この規則は、平成4年4月30日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 平成4年4月1日前に在学する者については、なお従前の例による。
- 第7条に定める総定員は、同条の規定にかかわらず、平成4年度から平成5年度までは、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	平成4年度	平成5年度
博士前期課程			
ヨ一ロッパ第	一 専 攻	20人	
ヨ一ロッパ第	二 専 攻	20人	
ヨ一ロッパ第	三 専 攻	9人	
アジア第	一 専 攻	20人	
アジア第	二 専 攻	10人	
アジア第	三 専 攻	10人	
日 本	専 攻	25人	
計		114人	

課程・専攻名	年度	平成4年度	平成5年度
博士後期課程			
地 域 文 化 専 攻		16人	32人

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年10月12日から施行し、平成6年8月10日から適用する。

附 則

この学則は、平成7年4月6日から施行する。

附 則

- この学則は、平成8年4月19日から施行し、平成8年4月1日から適用する。
- 第7条に定める収容定員は、平成8年度及び平成9年度にあつては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	平成8年度	平成9年度
博士前期課程			
ヨ一ロッパ第	一 専 攻	40人	
ヨ一ロッパ第	二 専 攻	40人	
ヨ一ロッパ第	三 専 攻	18人	
アジア第	一 専 攻	40人	
アジア第	二 専 攻	20人	
アジア第	三 専 攻	20人	
日 本	専 攻	57人	
計		235人	

課程・専攻名	年度	平成8年度	平成9年度

博士後期課程 地域文化専攻	50人	52人
------------------	-----	-----

附 則

- 1 この学則は、平成9年5月28日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 2 平成9年3月31日に在学する者の前期課程及び後期課程に開設する授業科目、単位数並びに後期課程の履修方法については、改正後の第26条別表第1及び別表第2並びに第28条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月28日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 第7条に定める収容定員は、平成11年度及び平成12年度にあつては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名 博士後期課程 地域文化専攻	年度 平成11年度	平成12年度
	58人	62人

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第15条第6号及び第16条第4号の規定は、平成11年8月31日から適用する。
- 2 第7条に定める収容定員は、平成12年度及び平成13年度にあつては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名 博士後期課程 地域文化専攻	年度 平成12年度	平成13年度
	63人	68人

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 第7条に定める収容定員は、平成13年度及び平成14年度にあつては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名 博士後期課程 地域文化専攻	年度 平成13年度	平成14年度
	69人	71人

附 則

この学則は、平成13年10月24日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年1月30日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第7条に定める収容定員は、平成14年度及び平成15年度にあつては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	平成14年度	平成15年度
博士前期課程			
ヨ一ロツパ第 一 専 攻		40人	
ヨ一ロツパ第 二 専 攻		40人	
ヨ一ロツパ第 三 専 攻		18人	
アジア第 一 専 攻		44人	
アジア第 二 専 攻		20人	
アジア第 三 専 攻		20人	
日 本 専 攻		64人	
計		246人	

課程・専攻名	年度	平成14年度	平成15年度
博士後期課程			
地域文化専攻		73人	76人

- 3 平成13年度以前の入学者の履修コースについては、第7条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年9月25日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第7条に定める収容定員は、平成15年度及び平成16年度にあつては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	平成15年度	平成16年度
博士後期課程			
地域文化専攻		77人	80人

- 3 平成14年度以前の入学者の履修コースについては、第7条の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成15年4月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成15年10月29日から施行し、平成15年9月19日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第7条に定める収容定員は、平成16年度及び平成17年度にあつては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	平成16年度	平成17年度
博士前期課程			
ヨーロッパ第一専攻		45人	
ヨーロッパ第二専攻		40人	
ヨーロッパ第三専攻		20人	
アジア第一専攻		53人	
アジア第二専攻		23人	
アジア第三専攻		23人	
日本専攻		69人	
計		273人	

課程・専攻名	年度	平成16年度	平成17年度
博士後期課程			
地域文化専攻		83人	87人

附 則

この学則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 第7条に定める収容定員は、平成17年度及び平成18年度にあっては、同条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	平成17年度	平成18年度
博士後期課程			
地域文化専攻		97人	110人

附 則

- この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 第7条に定める収容定員は、平成18年度にあっては、同条の規程にかかわらず、次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	平成18年度
博士前期課程		
言語文化専攻		47人
言語応用専攻		34人
地域・国際専攻		37人
国際協力専攻		30人
計		148人

- 博士前期課程ヨーロッパ第一専攻、ヨーロッパ第二専攻、ヨーロッパ第三専攻、アジア第一専攻、アジア第二専攻、アジア第三専攻及び日本専攻は、改正後の学則7条の規定に

かかわらず、平成18年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年6月27日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則の第26条別表は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第21条、第21条の2、第30条の規定は、平成20年4月1日から施行し、平成19年9月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 大学院地域文化研究科各専攻は、改正後の学則第7条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。
- 3 前項に規定する大学院地域文化研究科各専攻に在学する学生に係る教育課程の実施及び課程修了の認定については、大学院総合国際学研究科において行うものとし、教育課程、課程修了の要件その他教育に関し必要な事項は大学院総合国際学研究科において定めるものとする。
- 4 大学院地域文化研究科長は、第2項の規定により大学院地域文化研究科が存続する間、当該研究科に置くものとする。この場合において、置くものとされた大学院地域文化研究科長は、大学院総合国際学研究科長をもって充てるものとする。
- 5 第7条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成21年度及び平成22年度にあつては、次のとおりとする。

年度	平成21年度	平成22年度
課程・専攻名		
博士前期課程		
言語文化専攻	47人	
言語応用専攻	34人	
地域・国際専攻	37人	
国際協力専攻	30人	
計	148人	

年度	平成21年度	平成22年度
課程・専攻名		
博士後期課程		

言語文化専攻	20人	40人
国際社会専攻	20人	40人
計	40人	80人

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年3月29日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- この大学院学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 第7条第2項に定める収容定員は、平成28年度にあたっては、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	博士前期課程	
	専攻名	収容定員
総合国際学	世界言語社会	102人
	国際日本	46人
合 計		148人

- 博士前期課程言語文化専攻、言語応用専攻、地域・国際専攻及び国際協力専攻は、改正後の大学院学則第7条及び第7条の2の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該専攻及び履修コースに在学する者が当該専攻及び履修コースに在学しなくなるまでの間、存続するものとし、授業科目及びその履修方法については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成28年11月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学する学生に係る授業科目の履修方法、卒業所要単位数等については、なお従前の例による。
- 第7条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度にあつては次のとおりとする。

	年度
平成30年度	

課程・専攻名	
博士後期課程	
世界言語社会専攻	30人
国際日本専攻	10人
計	40人

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第7条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成31年度及び平成32年度にあつては次のとおりとする。

課程・専攻名	年度	
	平成31年度	平成32年度
博士後期課程		
世界言語社会専攻	57人	84人
国際日本専攻	20人	30人
共同サステイナビリティ研究専攻	3人	6人
計	80人	120人

学則 変更事項を記載した書類（新旧対照表を含む）

1. 国立大学法人東京外国語大学大学院学則の変更点

平成31年4月に共同サステナビリティ研究専攻を設置することに伴い、次のとおり、国立大学法人東京外国語大学大学院学則を変更する。（施行日：平成31年4月1日を予定）

(1) 専攻の目的

第7条1項に、共同サステナビリティ研究専攻の教育研究上の目的を明確にするため、専攻における人材養成の目的を記載した。

(2) 入学定員及び収容定員

第7条2項に、共同サステナビリティ研究専攻の入学定員及び収容定員を記載した。

総合国際学研究所世界言語社会専攻の入学定員30名から、共同サステナビリティ研究専攻の入学定員3名を振り替えるため、その旨を記載した。

東京外国語大学の博士後期課程の修了生の多くは、言語研究、地域研究の分野における専門研究者として、国内外の大学をはじめとする教育研究機関に就職しているが、近年の傾向として、特に世界言語社会専攻における専門を学ぶ学生を中心に、企業への就職を志向する動きが見られる。高度職業人の養成を強く意識して設置する本共同専攻の教育目標と適格的であると考えられることから、世界言語社会専攻から定員を振り替えることとした。

(3) 長期にわたる教育課程の履修

第8条の2に、共同サステナビリティ研究専攻設置に伴い、新たに導入する長期履修制度について、記載した。

本共同専攻を構想するにあたり、社会人学生の確保に向けた取組みとして、企業等へのヒアリング及びアンケートを通じて、本専攻の設置構想について情報提供を行ったところ、社会人入試、長期履修制度の導入等を通じた社会人が学びやすい環境の整備が必要であるが確認された。本学は、社会人入試の制度は既に整備しているが、長期履修制度は、これまで実施してこなかったため、本共同専攻の設置に伴い、新たに整備することとした。

(4) 修了所要単位

第18条2項に、共同サステナビリティ研究専攻における修了所要単位数が16単位であることを記載した。

(5) 附則

学年進行中の収容定員について記載するとともに、施行日が平成31年4月1日であることを記載した。

2. 国立大学法人東京外国語大学大学院学則新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>第1条 ～ 第6条（略）</p> <p>（専攻及び収容定員）</p> <p>第7条 研究科に以下のとおり専攻を置き、目的を定める。</p> <p>(1) 博士前期課程</p> <p>ア 世界言語社会専攻</p> <p>世界諸地域の言語・文化・社会を複合的・総合的に捉える視点から教育・研究を行うことにより、専門的知識と高度な研究能力とともに、地球社会化時代にふさわしい双方向のコミュニケーション力、コーディネーション能力、コンフリクト耐性を備えた多言語グローバル人材を養成し、社会に送り出す。</p> <p>イ 国際日本専攻</p> <p>世界の諸言語の中の日本語、世界の中での日本文化と日本社会を、比較の視座をもって研究し、日本についての客観的な視座をもつ人材を養成する。また、それにより、優れた日本研究者、日本や世界で活躍する日本語教育者、日本社会を真に理解し、母語または外国語として高度な日本語を操る高度職業人を社会に送り出す。</p> <p>(2) 博士後期課程</p> <p>ア 世界言語社会専攻</p> <p>世界諸地域の言語の高度な運用能力を持ち、その文化・社会に対する確かな知識・知見を身につけ、現代社会における諸課題を複合的・総合的に捉えることのできる人材を育成する。</p> <p>イ 国際日本専攻</p> <p>日本に関する分野の専門知識を備えると同時に、広く日本を俯瞰し、世界の中での日本を論じることのできる能力を身につけた人材を育成する。特に、留学生の場合は、研究遂行に必要な高度な日本語力と、日本社会への理解を備えた人材を育成する。</p> <p>ウ 共同サステナビリティ研究専攻</p> <p><u>人文社会科学・理工学・農学間の協働の視点を身につけ、現代社会における諸課題を複合的・総合的に捉えることのできる実践型グローバル人材を育成する。</u></p>	<p>第1条 ～ 第6条（略）</p> <p>（専攻及び収容定員）</p> <p>第7条 研究科に以下のとおり専攻を置き、目的を定める。</p> <p>(1) 博士前期課程</p> <p>ア 世界言語社会専攻</p> <p>世界諸地域の言語・文化・社会を複合的・総合的に捉える視点から教育・研究を行うことにより、専門的知識と高度な研究能力とともに、地球社会化時代にふさわしい双方向のコミュニケーション力、コーディネーション能力、コンフリクト耐性を備えた多言語グローバル人材を養成し、社会に送り出す。</p> <p>イ 国際日本専攻</p> <p>世界の諸言語の中の日本語、世界の中での日本文化と日本社会を、比較の視座をもって研究し、日本についての客観的な視座をもつ人材を養成する。また、それにより、優れた日本研究者、日本や世界で活躍する日本語教育者、日本社会を真に理解し、母語または外国語として高度な日本語を操る高度職業人を社会に送り出す。</p> <p>(2) 博士後期課程</p> <p>ア 世界言語社会専攻</p> <p>世界諸地域の言語の高度な運用能力を持ち、その文化・社会に対する確かな知識・知見を身につけ、現代社会における諸課題を複合的・総合的に捉えることのできる人材を育成する。</p> <p>イ 国際日本専攻</p> <p>日本に関する分野の専門知識を備えると同時に、広く日本を俯瞰し、世界の中での日本を論じることのできる能力を身につけた人材を育成する。特に、留学生の場合は、研究遂行に必要な高度な日本語力と、日本社会への理解を備えた人材を育成する。</p>

2 専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	博士前期課程		博士後期課程			
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
総合国際学	世界言語社会	102人	204人	世界言語社会	27人	81人
	国際日本	46人	86人	国際日本	10人	30人
				共同サステイナビリティ研究専攻	3人	9人
合計		148人	290人	合計	40人	120人

第7条の2 (略)

(修業年限)

第8条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 前項の学生の履修上の区分は、第7条の2に規定する国際日本専攻日本語教育リカレントコース（以下「日本語教育リカレントコース」という。）とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第8条の2

前条第2項の規定にかかわらず、学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 前項により計画的な履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）に係る修業年限は、第9条3項に定める在学期間を超えることができない。

2 専攻の収容定員は、次の表のとおりとする。

研究科名	博士前期課程			博士後期課程		
	専攻名	入学定員	収容定員	専攻名	入学定員	収容定員
総合国際学	世界言語社会	102人	204人	世界言語社会	30人	90人
	国際日本	46人	86人	国際日本	10人	30人
合計		148人	290人	合計	40人	120人

第7条の2 (略)

(修業年限)

第8条 博士前期課程の標準修業年限は、2年とする。

2 博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 第1項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

4 前項の学生の履修上の区分は、第7条の2に規定する国際日本専攻日本語教育リカレントコース（以下「日本語教育リカレントコース」という。）とする。

3 その他長期履修学生に関する事項は、別に定める。

第9条～第27条 (略)

(履修方法)

第28条 学生は、在学期間中に研究科所定の授業科目を履修し、博士前期課程にあつては30単位以上を、博士後期課程にあつては12単位以上をそれぞれ修得しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、博士後期課程共同サステイナビリティ研究専攻に在学する学生は、16単位以上を修得しなければならない。

3 学生は、授業科目の履修指導及び研究指導のため、主任指導教員の指導を受けなければならない。

4 主任指導教員は、学生が属する専攻の授業を担当する教員のうち、前条第1項各号に該当する教員をもって充てる。

5 第1項及び第2項で定める修了に必要な単位の履修方法は、別に定める。

第29条～第52条 (略)

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学する学生に係る授業科目の履修方法、卒業所要単位数等については、なお従前の例による。

3 第7条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度にあつては、次のとおりとする。

年度	平成30年度
課程・専攻名	
博士後期課程	
世界言語社会専攻	30人
国際日本専攻	10人
計	40人

第9条～第27条 (略)

(履修方法)

第28条 学生は、在学期間中に研究科所定の授業科目を履修し、博士前期課程にあつては30単位以上を、博士後期課程にあつては12単位以上をそれぞれ修得しなければならない。

2 学生は、授業科目の履修指導及び研究指導のため、主任指導教員の指導を受けなければならない。

3 主任指導教員は、学生が属する専攻の授業を担当する教員のうち、前条第1項各号に該当する教員をもって充てる。

4 第1項で定める修了に必要な単位の履修方法は、別に定める。

第29条～第52条 (略)

附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の規定にかかわらず、平成30年3月31日に在学する学生に係る授業科目の履修方法、卒業所要単位数等については、なお従前の例による。

3 第7条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成30年度及び平成31年度にあつては、次のとおりとする。

年度	平成30年度	平成31年度
課程・専攻名		
博士後期課程		
世界言語社会専攻	30人	60人
国際日本専攻	10人	20人
計	40人	80人

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第7条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成31年度及び平成32年度にあつては、次のとおりとする。

年度	平成31年度	平成32年度
課程・専攻名		
博士後期課程		
<u>世界言語社会専攻</u>	57人	84人
<u>国際日本専攻</u>	20人	30人
<u>共同リサーチ研究専攻</u>	3人	6人
計	80人	120人

国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究所教授会規程

平成21年 3月31日
規則 第96号

改正 平成27年 3月12日大学院総合国際学研究所規則第3号
平成27年 3月27日大学院総合国際学研究所規則第5号
平成28年 3月12日大学院総合国際学研究所規則第4号
平成29年 6月21日大学院総合国際学研究所規則第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学学則（昭和52年4月1日制定）第11条第2項に基づき、大学院総合国際学研究所教授会（以下「教授会」という。）に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 教授会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 東京外国語大学大学院総合国際学研究所教授会規程（平成21年規則第80号）第2条に規定する構成員（同規程第2条第2項に規定する者を含む。）
- (2) 東京外国語大学大学院国際日本学研究所教授会規程（平成27年大学院国際日本学研究所規則第2号）第2条に規定する構成員（同規程第2条第2項に規定する者を含む。）
- (3) 大学院総合国際学研究所（以下「研究科」という。）を兼担するアジア・アフリカ言語文化研究所の教員
- (4) 研究科を兼担する世界言語社会教育センター教員のうち、世界言語社会教育センター長及び大学院総合国際学研究所長（以下「研究科長」という。）が認めた者
- (5) 研究科を兼担する現代アフリカ地域研究センター教員のうち、現代アフリカ地域研究センター長及び研究科長が認めた者

2 教授会は、必要により前項以外の職員を加えることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(意見を述べ又は審議する事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が教授会の意見を聴くことが必要であると認めるもの。

2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長等の求めに応じ、又は学長等に意見を述べるることができる。

(議長)

第4条 教授会に議長を置き、研究科長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

3 議長に事故あるときは、研究科長代理がその職務を代行する。

(定足数)

第5条 教授会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 議長は、次に掲げる者を前項で規定する定足数から除くことができる。

(1) 国立大学法人東京外国語大学旅費規程（平成16年規則第128号）第2条第1項第3号に規定する出張中の者

(2) 国立大学法人東京外国語大学職員就業規則（平成16年規則第52号）第40条第2項に定める研修中の者又は同条第5項に規定する特別研修中の者

(3) 国立大学法人東京外国語大学職員勤務時間、休暇等に関する規程（平成16年規則第53号）第23条に規定する病気休暇又は第24条に規定する特別休暇の承認を受けている者

(4) 国立大学法人東京外国語大学採用、離職等に関する規程（平成16年規則第56号）第21条に規定する休職の承認を受けている者

(教授会の運営)

第6条 議事は、出席者の3分の2以上をもって決する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは、教授会に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会)

第8条 教授会は、必要に応じ、委員会を置くことができる。

2 委員会は、第3条に規定する審議事項のうち、教授会から付託された事項を審議する。

3 委員会は、前項に規定する付託事項の審議及びその結果を教授会に報告し、必要に応じて所管事項に関する議案を提出することができる。

(代議員会)

第9条 教授会は、代議員会を置くことができる。

2 代議員会は、第3条に規定する審議事項のうち、教授会から付託された事項を審議する。

3 代議員会が行った議決は、教授会の議決とする。

4 代議員会は、第2項で規定する付託事項の審議及びその結果を教授会に報告しなければならない。

5 その他代議員会に必要な事項は、教授会の議を経て、研究科長が別に定める。

(庶務)

第10条 教授会に関する庶務は、学務部研究院事務課において処理する。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(規則の改正)

第12条 この規程の改正は、教授会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。